

令和5年10月10日

厚生労働大臣
武見 敬三 様

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会長 柴口 里則

令和6年度介護報酬改定等にあたっての要望

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、利用者の「その人らしい生活」を支えるために、その家族を含め幅広い支援を行っております。また介護保険法において、ケアマネジメント専門職として、その重責を認識して努力を重ねてきました。利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践はもちろんのこと、医療・介護連携の促進や介護保険以外のサービスへの対応、家族介護者の介護離職防止のための相談支援、生活に必要な市町村独自サービスの開発、災害時の被災者支援等、年々高い専門性が求められてきています。

また、公正中立なケアマネジメントに資するため、利用者等が納得できるまで各種のサービスの提示と説明をし、利用者の状態に応じ意志決定を支援しております。

さらに、近年、ひとり暮らしによる家族機能低下や認知症等に起因する通院や入院時のサポートが増え、介護支援専門員が必要に迫られて対応する場面も増加しております。

このようにケースは様々に拡大している中で、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人員確保について、処遇の問題や介護支援専門員実務研修受講試験の受験者及び合格者の減少の実態もあり、困難になっております。

居宅介護支援事業所は人員規模も小さく、経営基盤は他の介護保険サービスに比して弱く、ケアマネジメントに関する報酬・基準を検討するにあたっては、居宅介護支援事業所において、介護支援専門員がより質の高いケアマネジメントができる環境作りと介護支援専門員の魅力を高めていくため、下記の通り、より適切に評価していただくことを強く要望いたします。

記

次期介護報酬改定等事項に関して

1. 介護支援専門員、主任介護支援専門員の人材確保・定着へ向けた処遇改善、居宅介護支援事業所の評価
 - ① 処遇改善加算等の対象化または介護報酬の引き上げによる処遇改善および光熱水費や各種の物価高騰への対策
 - ② 地域に関わらず利用者にケアマネジメントが提供でき、人件費等充当可能となるような原資確保へ向けたさらなる逡減制の緩和及び生産性向上の推進
2. 業務負担軽減を通じた居宅介護支援事業所、地域包括支援センターにおける働く環境の改善
 - ① 介護支援専門員の専門性に鑑み、介護保険サービス利用を伴わない場合におけるケアマネジメント評価の拡充
 - ② 介護予防支援等における業務負担に相応した介護報酬の評価と見直し
3. 医療介護連携等平時における各種情報連携や人生の最終段階における支援に対する適切な評価（以下はその他の課題）
4. 介護DX化推進へ向けた、ICT機器整備及び活用への支援
5. 法定研修受講費用の軽減と主任介護支援専門員研修受講要件の確保
6. 介護支援専門員の資質向上・従事者確保のため、大学教育等を視野に入れた資格制度の確立

以上